

地域の取り組み

— 秋田市地域福祉計画、地域福祉活動計画

●災害時の要援護者の避難支援

地域みんなで安心づくり…勝平地区

秋田市民生児童委員協議会では、高齢者・障害者などの要援護者に対し、災害時における地域での安否確認などを行う「災害時一人も見逃さない運動」を全市で進めています。

新屋勝平地区では、民生委員の担当区域ごとに、支援が必要な人の家を地図にまとめた「高齢者見守りネットワークマップ」をもとに運動に取り組んでいます。避難の際に支援が必要



マップを見ながら、地区の要支援者を確認します。
…佐々木会長(左)と民生委員の小泉靖子さん



この箱があればいざというとき安心ですね(緊急安心箱を使っている阿部綾子さん)

な人を確認したり、避難経路を実際に歩いたりして、もしもに備えます。細かい情報がぎつしりと詰まった手作りマップ。地区民児協の佐々木善雄会長は「地域の事情を細かく知っておくことが安全・安心への第一歩だと思っています」と話します。また、同地区社会福祉協議会では、一人暮らしの高齢者に「緊急安心箱」を配付しました。病気などで急に入院することになっても、この箱に寝具や洗面用具などを入れておき、いざというときにさっと持ち出す。まさに安心のための箱です。さらに、地域が協力して、高齢者世帯や障害者世帯に住宅用火災警報器を設置するなど、地域一丸となって「安心づくり」に力を注いでいます。

定期的な訪問だけでなく、気になることがあればいつでも声をかけます(民生委員の佐藤保さん(左)と菅原さん)



●孤立死を出さない地域づくり

きめ細かく、あたたかく

見守り続けたい…外旭川地区

秋田市社会福祉協議会が各地区社協に呼びかけ、民生委員、福祉協力員、町内会などが協力して、見守りが必要な高齢者を訪問し、安否を確認する「見守りネットワーク事業」。

外旭川地区では、民生委員による定期的な見守りのほか、各町内の保健福祉推進員が平成6年から「友愛訪問」として、年4回訪問し、声かけや健康確認などを行っています。また、訪問時の様子を細かく書いた「訪問台帳」を作り、地区社協の担当者、民生委員、保健師、在宅介護支援センターの職員などが集まってケース検討を行い、きめの細かい、そしてあたたかい「見守り」に心がけています。

定期的な訪問を受けている菅原つささんは、「いつも来てくれて安心します。冬は家の前の雪寄せなどもしてもらい、とても心強いです」と話します。また、同地区では町内会ごとに「地域サロン」を開催。お茶



地域の人が集まって「見守り」をテーマに井戸端会議(左から、南沢町内会長の佐藤正秀さん、地区社協の鎌田会長、佐藤子エさん、石川ミネさん、保健福祉推進員の齊藤明子さん)

●小選挙区選挙 ●比例代表選挙 ●最高裁判所裁判官国民審査

衆議院議員総選挙

市選挙管理委員会事務局

☎(096)2260000

<http://www.city.akita.jp/city/coel/>



8月18日(火)公示

投票日 ▼ 8月30日(日)

投票時間 ▼ 午前7時～午後8時

(河辺・雄和地域は午後7時まで)

秋田市で投票できるかた：平成元年8月31日以前に生まれ、平成21年5月17日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた(8月8日以降に市内で転居したかたは、転居前の住所地の投票所で投票)

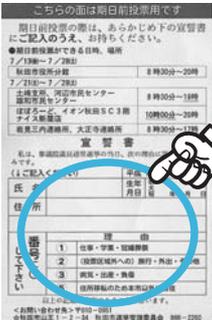
平成21年5月18日以降に秋田市に転入したかた：前に住んでいた市町村で投票します。前の居住地から投票用紙を送ってもらい、秋田市で不在者投票もできます。前に住んでいた市町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。

●投票所入場券 投票所入場券は郵送します。入場券をなくしても、投票所で再発行し投票できますので、受付でお申し出ください。

●投票所の変更
(旧)新屋支所 ▼ 西部市民サービスセンター
(旧)西部公民館 ▼ 県立栗田養護学校

*新屋表町と新屋日吉町のかたで、今まで西部公民館が投票所になっていたかたは「県立栗田養護学校」または「西部市民サービスセンター」に変わります。入場券をよくご確認ください。

●投票所の名称の変更 場所は変わりません
戸賀沢児童館 ▼ 戸賀沢自治会館



投票の際、「宣誓書」に記入していただきますが、入場券の裏面に「宣誓書」を印刷していますので、あらかじめ記入してお持ちいただければ簡単に済みます。

*左の入場券は、平成19年の参議院議員通常選挙の入場券です

期日前投票ができるのは市内9か所です。投票日に用事があるかたは期日前投票をご利用ください。

期日前投票

8月22日(土) ▼ 8月29日(土)

*市役所分館は8月19日(水)から投票できます。
*最高裁判所裁判官国民審査は8月23日(日)からです。

期日前投票所	投票時間
市役所分館4階	8:30~20:00
土崎支所 西部市民サービスセンター3階 河辺市民センター2階 雄和市民センター	8:30~19:00
岩見三内連絡所 大正寺連絡所	8:30~17:00
秋田駅西口2階ぼぼろーど イオンモール秋田3階	10:00~20:00

*新屋地区の期日前投票所は「ナイス新屋店」から「西部市民サービスセンター」に変わりました。

不在者投票

入院中は… 県選挙管理委員会から指定されている病院・老人ホームなどに入院している場合は、その施設で不在者投票ができます。各施設の事務局へお話しください。

仕事で不在だったら… 仕事の都合などで他の市町村に滞在しているかたは、市選挙管理委員会に投票用紙を請求して、滞在先の選挙管理委員会に投票用紙を請求して、請求用紙「宣誓書」は、各市町村の選挙管理委員会にもありますので、必要事項を書いて、市選挙管理委員会へ送ってください。「宣誓書」は市選挙のホームページからも入手できます。

郵便などによる不在者投票… 身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、一定の障害(注)があるかた、もしくは介護保険の「要介護5」のかたが対象です。自宅などで投票用紙に記載して、郵送で不在者投票できます。あらかじめ届け出が必要ですので、お早めに市選挙管理委員会へご連絡ください。

また、郵送による不在者投票は自書が原則ですが、要件により、代理人に書いてもらうこともできます。詳しくは市選挙管理委員会へお問い合わせください。

注：一定の障害(身体障害者手帳をお持ちのかたの場合) ①両下肢・体幹・移動機能の障害が1級か2級 ②心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が1級か3級 ③免疫の障害が1級〜3級

※なお、一定の障害に該当しなくても、福祉事務所長が「一定の障害」と証明できる場合は対象になります。